



※日本標準の「中学校編」とっておきの道徳授業12 現場発「道徳科」30授業実践」を参考としました。

隠したたら店を出ずとも 窃盗犯！

精算前の商品をポケットや
バックの中に入れてした場合、
店内でも「窃盗罪」になります。

軽い気持ちでやってしまった万引

あなたを信頼している
家族はどんな気持ち
だと思いますか？



被害に苦しむ小売店が 窃盗犯に損害賠償請求

小売店では、窃盗犯に対して
商品代に加え、警察に引き渡す
までの警備に要した人件費を
請求する動きが広がっています。

刑法第235条 窃盗罪

他人の物を盗んだ者は
窃盗の罪とし、10年以下の
懲役または50万円以下の
罰金に処する

2006年5月28日に罰金刑が加えられました。

特定非営利活動法人

全国万引犯罪防止機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8 Tel. 03-3355-2322 Fax. 03-3355-2344 <http://www.manboukikou.jp>

企画協力 **経教** 一般財団法人 日本経済教育センター <http://www.keikyo-center.or.jp/>

編集専門委員：揚村 洋一郎 東海大学付属仰星高等学校中等部・高等学校校長 石上 和宏 東京都板橋区立志村第二中学校校長 榎本 康司 東京都立大泉高等学校教諭
(50名) 三枝 利多 東京都目黒区立東山中学校教諭 篠田 健一郎 東京都立西高等学校教諭 長谷川 知子 一社日本経済団体連合会 教育・スポーツ推進本部副部長
協力：全日本中学校長会生徒指導部

後援 文部科学省／警察庁／日本小売業協会 協力 日本万引防止システム協会

この壁新聞は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

教員の皆様へ いつも壁新聞の掲示にご協力いただきありがとうございます。

今後の改善のために万防機構ホームページ上にある「万引防止啓発のための壁新聞」掲示に関するWebアンケートにご回答いただきますようお願いいたします。
IDを「manbou」、パスワードを「kikou」と入力するとアンケートページが表示されます。

この壁新聞は全国万引犯罪防止機構の
ホームページで閲覧・ダウンロードできます。
<http://www.manboukikou.jp>

